

福岡県ワンヘルスマスター紹介事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、ワンヘルスの基本から実践的な取組例まで教えることができる人材を、地域、職場、学校等においてワンヘルスに関する学習会、講演会、研修会等（以下「学習会等」という。）を実施しようとする者に対し、講師として紹介することにより、学習会等の実施を促進し、もって県民のワンヘルスの理解及び実践促進に資することを目的とする。

(ワンヘルスマスター)

第2条 知事は、県が実施するワンヘルスマスター育成プログラムを修了した者を「福岡県ワンヘルスマスター」として認定する。

2 「福岡県ワンヘルスマスター」として認定された者（以下「マスター」という。）は、福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和3年福岡県条例第1号）第3条に定める基本理念及び第9条に定める基本方針を踏まえ、ワンヘルスに係る啓発活動を行うものとする。

(紹介事業)

第3条 知事は、学習会等の主催者からの求めに応じ、マスターの中から講師を紹介する。

(学習会等)

第4条 前条に規定する紹介の対象となる学習会等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ワンヘルスの普及啓発を目的とし、原則として県内において開催されるものであること。
- (2) 営利を目的に開催されるものでないこと。
- (3) 政治思想又は宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が開催するものでないこと。

(紹介の依頼)

第5条 マスターの紹介を依頼しようとする者は、講師紹介依頼書（様式第1号）を、学習会等を行おうとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(紹介の方法)

第6条 知事は、講師紹介依頼書の提出があったときは、依頼者の希望及び講師の予定等を踏まえて対応する講師を選定し、講師及び依頼者に速やかにその旨を通知す

る。

(費用の負担)

第7条 講師に対する謝金及び旅費の支払は、学習会等の主催者が行う。

(学習会等の実績報告)

第8条 学習会等の主催者は、学習会等の終了後10日以内に学習会等実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

様式第1号

福岡県ワンヘルスマスター紹介事業

講師紹介依頼書

年 月 日

福岡県知事 殿

団体名
代表者職
氏名

福岡県ワンヘルスマスター紹介事業実施要綱第5条の規定により、学習会等の講師としてワンヘルスマスターの紹介を依頼します。

学習会等の名称		
開催年月日		年 月 日 ()
開催時間		～
講師の講演時間帯		～
開催場所	名称	
	所在地	
受講対象者		
受講予定者数		
希望する講師		
希望テーマ等		
担当者	部署・役職	
	氏名 (ふりがな)	
	電話	
	E-mail	
確認事項		<input type="checkbox"/> 営利を目的に開催するものではありません。 <input type="checkbox"/> 政治思想又は宗教の教義等を広める目的で開催するものではありません。 <input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が開催するものではありません。
備考		

※参考となる資料があれば添付してください。

様式第2号

福岡県ワンヘルスマスター紹介事業

学習会等実績報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

団体名
代表者職
氏名

福岡県ワンヘルスマスター紹介事業実施要綱第8条の規定により、学習会等の実績を報告します。

学習会等の名称		
開催年月日		年 月 日 ()
行事の開催時間		～
講師の講演時間		～
開催場所	名称	
	所在地	
受講対象者		
受講者数		
講師氏名		
テーマ等		
担当者	部署・役職	
	氏名 (ふりがな)	
	電話	
	E-mail	
備考		

※参考となる資料があれば添付してください。